

令和5年2月24日

一般社団法人熊本寛和会
理事会 御中

独立監査人 谷脇琢也



1. 監査方法及び意見

私独立監査人は、定款第29条5項及び基金拠出契約第13条に基づき、令和4年1月1日から同年12月31日まで、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ、説明を求め重要な決裁書類等を閲覧して監査を実施しました。

その結果、基金拠出契約書に記載された監査事項につき、別紙1の通り、いずれも該当事項がなく、不適切な事象がないものと判断しました。

2. 利害関係

一般社団法人熊本寛和会と私独立監査人との間には、記載すべき利害関係はありません。

1. 資金用途に関する適正

(1) 基金の用途

- 基金（本別紙においては、乙が拠出したものであるかを問わない）が、本契約第 1 条に定める目的以外の用途（例：飲食接待費、学会への参加費用、論文の投稿費、大学の研究費用等）に用いられていないか勘定元帳を確認する。

独立監査人意見：

このような支出は一切ないことを確認した。

(2) 娯楽の提供

- 医療関係者、公務員、その家族・パートナー・子供・親族に対して娯楽やレクリエーションを提供していないか勘定元帳を確認する。

独立監査人意見：

このような支出は一切ないことを確認した。

(3) 贈答品

- 医療関係者、公務員、その家族・パートナー・子供・親族に対して贈答品を送っていないか勘定元帳を確認する。

独立監査人意見：

このような支出は一切ないことを確認した。

(4) ビジネス会食

- ビジネス会食が適正な理由で行われ、費用の内訳が明記された領収書・レシート等の帳票書類が保存されていること、会食の参加者リストが存在すること、支出金額が適正な金額の範囲内であることを勘定元帳にて確認する。

独立監査人意見：

このような支出は一切ないことを確認した。

(5) 販売促進活動

- 診療所が基金拠出者の製品に関連する販売促進活動を行ったか否かを確認する。仮にそのような活動が行われていた場合、次の事項を確認する。
 - (1) 販売促進活動に、正当なビジネス上の目的があること。
 - (2) 販売促進活動が、合理的な場所で行われ、支出費用が合理的な金額の範囲内であること。
 - (3) 販売促進活動が、一般消費者全体が参加可能な方法で行われたこと。

独立監査人意見：

このような活動は一切ないことを確認した。

(6) 教育助成金と寄付

- 教育助成金、製品等の寄付が、医療関係者、公務員に対して提供されていないことを勘定元帳で確認する。

独立監査人意見：

このような支出は一切ないことを確認した。

(7) 報酬とその他利益供与

- 診療所に関与する理事や医療関係者への報酬・給与やその算定方式が適正であることを勘定元帳にて確認する。
- 医療関係者、公務員、その家族・パートナー・子供・親族に対して、会計帳簿に適正に記録された適切なビジネス会食と報酬以外にいかなる利益供与も行われていないことを勘定元帳にて確認する。

独立監査人意見：

このような支出は一切ないことを確認した。

2. 診療行為の適正

独立監査人は、熊本大学病院に所属する医師が甲の運営する診療所に患者を紹介し、その紹介した医師本人が診療所において当該患者を治療する場合において、当該患者の診療所における治療の適切性を監査するものとする。

独立監査人意見：

該当事項は一切ないことを確認した。